

○中野委員長 これより、議会運営委員会を開会させていただきたいと思ひます。

本日は、全員の出席でございます。

ここで、この後の協議のため、無所属議員を委員外議員として出席を求めることでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○中野委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 31 分

再開 午前 11 時 32 分

○中野委員長 議会運営委員会を再開させていただきます。

無所属安田議員から欠席する旨の届出があり、協議事項についての意向は事前に伺っていることを報告させていただきます。

それでは、協議事項の1番目、令和7年第2回臨時会の運営についてであります。(1)決議案第1号、福居秀雄議長の不信任決議についてであります。決議案が提出された旨、議長から報告を受けているところであります。文案を配付しているので御確認いただきたいと思います。

提出会派に趣旨説明を求めたいと思ひます。

○石川厚子委員(共産) 福居秀雄議長の不信任決議について、趣旨を説明させていただきます。

福居秀雄議長は、本日、4月9日、本会議場に国旗、日の丸を掲揚いたしました。国旗、日の丸の掲揚については、昨年12月5日から本年2月21日までの9回の各派会長会議で協議しましたが、一致しなかった課題であります。議長は公平、公正な立場で議会を代表する存在でありながら、各派会長会議をないがしろにし、議会の民主的な運営を破り、国旗、日の丸の掲揚を強行したことは容認できません。議長は昨日4月8日の議会運営委員会において、国旗掲揚の法的根拠を問われた際、地方自治法第104条に規定する議会事務の統理権に基づくと答弁した一方、議会事務の統理権とは、議会の運営を行っていく上で生ずる様々な事務を統括する権限で、議長はこれに基づき、議事日程の作成や議案の整理、会議録の調製、図書室の管理など、議会運営に伴う一切の事務を掌理すると解されておりますとも答えました。地方自治法第104条の事務の統理は、事務処理に関することであり、議長は議会事務局に適切に事務処理させることであり、政治判断が伴う課題の処理の根拠とすることに無理があり、議長の判断は越権行為と言えます。そもそも、議場の在り方を含め、議会運営は合意が基本であり、議場に国旗、日の丸を掲揚することについては、議長権限で行使することはできません。民主的な運営に基づかず、権限がない議長判断で、長年の旭川市議会の現状を変えるのは容認できません。よって、旭川市議会は、自らの権威と信頼を取戻し、今後の民主的な運営を確立するため、ここに福居秀雄議長を不信任とし、その辞職を求めるものです。

以上です。

○中野委員長 ただいま、趣旨説明がありました。

提出会派に決議案の提案説明者についてお伺いをさせていただきたいと思ひます。

○石川厚子委員(共産) まじま議員でお願いします。

○中野委員長 提案説明者についてはまじま議員ということで御発言がありました。

それでは、横山議員ほか14名から無記名投票による表決要求があった旨、議長から報告を受けているところでございます。会議規則第81条第1項の規定により、本会議におきまして要求があった方法で投票表決を行うこととなりますので、御承知おきいただきたいと思います。

○高橋ひでとし委員（自民会議） 表決方法につきましては、当会派といたしまして寝耳に水の状況でございました。本件、議長の不信任決議案という極めて重要な案件でございまして、かかる重要案件についての表決方法については、当会派内で事実を周知する必要がございます。したがって、会派に持ち帰って一旦、その旨周知させていただく時間を頂戴したいと思います。

○高花委員（公明党） そもそも、通常の議長、副議長選挙と違って名前を書くわけではありません。賛否を問うことだと思いますので、電子表決にできない理由というのはいかがなものか、お伺いしてもよろしいでしょうか。

○中野委員長 ただいま、高花委員のほうからその旨発言がありました。提出者であります共産、回答のほう、できますでしょうか。

○石川厚子委員（共産） 議長選は無記名投票を行っておりましたので、議長選と同じ方法にすべきだと考えます。

○高花委員（公明） 議長選ではありませんので、この場合は電子表決のほうでいいと思います。

○高橋ひでとし委員（自民会議） 今、お示しがあつたとおり、本件、非常に重要案件でございまして、表決の手法につきましては、しっかり皆さんで議論した上で慎重に決めていくべきではないかというふうに考えます。いずれにせよ、周知する必要性が当会派内にありますので、お時間を頂戴いただければと思います。

○中野委員長 いずれにしても、会議規則で規定がございます。一方で、ただいま共産さんのほうから議案の趣旨説明があつたばかりでありますので、恐らく、各会派においても、その議案に対する質疑、討論、また、賛否については、これから少し時間がかかると思っておりますので、表決の方法も含めて、会議規則があるものの、一旦、お持ち帰りいただき、各会派において協議をしていただきたいと思いますというふうに思いますが、そのような進め方でよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○中野委員長 それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時40分

再開 午後2時00分

○中野委員長 それでは、議会運営委員会を再開させていただきます。

先ほど、自民会議のほうから投票による表決の関係で、会派に持ち帰り検討させていただきたい旨の発言がございました。内容も含めまして、各会派に決議案第1号に対する判断ができる状況にあるかどうか、各会派及び無所属に確認をさせていただきたいと思います。

○高橋ひでとし委員（自民会議） まず、お時間を賜りましたこと、ありがとうございます。当会派における周知は完了させていただきました。決議案に対しては判断できます。

○江川委員（民主連合） 判断できます。

○高花委員（公明党） 判断できます。

○石川厚子委員（共産） 判断できます。

○塩尻委員（市民連合） 判断できます。

○横山委員外議員（無所属） 判断できます。

○中野委員長 それでは、全会派等が判断できるということでございましたので、質疑、討論の有無について各会派及び無所属に確認をさせていただきたいと思えます。

○高橋ひでとし委員（自民会議） 質疑、討論いずれもでございます。

○江川委員（民主連合） 質疑ありません。討論あります。

○高花委員（公明党） 質疑、討論あります。

○石川厚子委員（共産） 質疑ありません。討論あります。

○塩尻委員（市民連合） 質疑、討論ございません。

○横山委員外議員（無所属） 質疑、討論ありません。

○中野委員長 無所属安田議員からは、質疑、討論ないということでお聞きをしているところであります。

それでは、質疑があるということでありましたので、まず、質疑者の確認をさせていただきたいと思えます。

○高橋ひでとし委員（自民会議） 高橋ひでとしでお願いいたします。

○高花委員（公明党） 中野議員でお願いいたします。

○中野委員長 それでは、質疑者を確認させていただきました。質疑順につきましては、大会派順とさせていただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○中野委員長 それでは、そのように扱うこととさせていただきます。

決議案の提出会派に答弁者をお伺いしたいと思います。

○石川厚子委員（共産） 横山議員、上野議員、まじま議員、高木議員、能登谷議員、高見議員でお願いします。

○中野委員 それでは、答弁者の確認をさせていただきました。

質疑につきましては質疑質問席、答弁は監査委員側の理事者席で行うこととさせていただきます。

答弁者につきましては、提案説明の後、休憩して、理事者席に着席し、質疑終了後、再び休憩して、自席に戻るということとなりますので、御承知おきいただきたいと思います。

それでは、討論があるということでありましたので、討論者を確認させていただきたいと思えます。

○高橋ひでとし委員（自民会議） 高橋ひでとしでお願いします。

○江川委員（民主連合） 江川でお願いします。

○高花委員（公明党） 中野議員でお願いします。

○石川厚子委員（共産） 石川厚子でお願いします。

○中野委員長 討論者について確認をさせていただきました。討論につきましては大会派順となりますので、高橋ひでとし議員、江川議員、中野、石川厚子議員となりますので、よろしくお願いたします。

それでは次に、投票用紙に記載する事項について、確認をさせていただきます。決議案を可とす

る場合は賛成と、否とする場合につきましては反対と記載することとし、白票及び丸、バツなどの賛否が明らかではない投票は、否とみなすものとさせていただきますので、御確認をいただきたいと思ひます。なお、本会議で決議案を扱ふときは、本人は除斥となります。また、決議案は、本委員会終了後、タブレット端末に配信することとさせていただきますと思ひます。

それでは、再開後の本会議の日程について事務局から説明をお願いいたします。

○小川議会議務局議事調査課長補佐 再開後の本会議の運びについて御説明いたします。

再開し、決議案第1号を日程に追加した後、議長席を副議長と交代することになります。次に、決議案第1号を議題とし、まじま議員から提案説明があった後、暫時休憩し、答弁者が答弁席に着いた後、再開し、自民党・市民会議の高橋ひでとし議員、公明党の中野議員の順で質疑があった後、休憩し、答弁者が自席に戻ります。再開し、自民党・市民会議の高橋ひでとし議員から、民主・市民連合の江川議員から、公明党の中野議員から、日本共産党の石川厚子議員から、それぞれ討論があった後、採決に入り、投票採決となります。この投票採決に当たっては、無記名投票の要求がありますので、無記名投票により行います。議場を閉鎖した後、事務局職員が投票用紙を配付いたします。投票用紙には、決議案第1号を可とする場合は賛成と、否する場合は反対と記載していただくこととなります。投票に当たりましては、議長席に向かって右側からお進みいただき、投票が終わりましたら、左側から自席にお戻りいただくこととなります。その後、議場の閉鎖を解き、会議録署名議員立会いの下、開票を行います。なお、白票並びに賛否が明らかでない投票については、否とみなすこととなります。その後、議長席を議長と交代することとなります。以降の本会議の運びにつきましては、昨日、御説明申し上げたとおりでございますので、省略させていただきます。

以上でございます。

○中野委員長 ただいま事務局から説明がございました。説明のとおりとすることによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○中野委員長 そのように扱うこととさせていただきます。

それでは、本会議の再開時刻につきましては、14時50分とさせていただきますと思ひます。

以上で、議会運営委員会を散会させていただきます。

散会 午後2時06分